

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく
家畜伝染病の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1に基づく家畜伝染病及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

令和7年2月5日

一般財団法人畜産環境整備機構
理事長 井出道雄
（公印省略）

1 繰延要領第2の1の（1）により指定する家畜伝染病

令和6年10月以降全国的に発生した高病原性鳥インフルエンザ

2 繰延要領第2の2の規定により定める1の家畜伝染病について、貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

畜産高度化支援リース事業のすべてのリース
（畜産高度化支援補完リース事業は、対象とはなりません。）